

保も考慮いたしましたして、政令に譲つた次第であります。

○西郷吉之助君 只今の点は、私もその地方自治の発達という点において非常に重大な点であると思つたので、重ねてしつこいようでありまして、重ねてしつこいようであります。誠に伺つておきたいのであります。誠に地方財政当局の御答弁も私には美によく分るのであります。ところが、こういうふうな、例えばこの間の配付税の問題につきましても、あの場合においては、ちやんと法律で規定してあるものを、大蔵当局が勝手に自分の都合のいいように解釈して、國家と地方の財政の調和を破り、その時の國家財政を崩壊せんがために、その負担を一方的に地方に掛けるというふうな事実も先般起つたんであります。ところが、そういうふうに法律に明記してあつても、そういうふうなことをやるものもあるものであります。ですから、こういうふうな政令の運用の際に、そういうふうな、非常に地方公共團體のために、非常な愛情を以て当局が運用されれば非常に結構であると思つたのであります。例えば配付税の場合には法律で明記してあつても、それをその年度々々、勝手に自由に上下するといふようなことができないといふことを事実やつたのであります。それから、ああいうふうなことを見まして、私も大蔵大臣にその点を大いに質問したのであります。ところが、そういうことはできるというふうなことの御見解であつたので、私は誠に遺憾に思つたので、法律に明記してあつてもそういうことがあつたのであります。政令で定めるということは必ずしもいかんといふことではありませんが、そういうふうなことは非常に自治体の発達

の上にも、又そういうふうな運営もよろしきを得なければ非常な弊害も起るのでありますから、できることならば、こういうふうな改正案の際に、その政令の倍率を明記して置くというところが、例えばはその倍率を一定に規定しなくても、それが勘案できるような余裕を持つた倍率をここに載せて置くことがむしろいいんじゃないかといふふうなことは、はつきり分るのであります。ですから、そういう明確に、こういうふうなことはあり得るといふことを明確に示して置くといふようなことが、單に政令で一方的にやるよりはいいと思つて、これ以上私はこの点について追求もいたしません。又財政当局の御衷情もよく分ります。ただ重ねてそれではその政令、財政当局がお考えになっておられますところの政令の内容であります。その倍率について大体どういふふうな恰好になるかといふことをちよつと伺いたいと思つておられます。

○政府委員(萩田保君) 只今西郷委員のおつしやいましたこと、誠に御尤もだと思つておられます。先程も申しましたように、早速に申しまして始めての制度であります。まだ研究も十分積んでおりませんので、運用しつづいていこうと改正をしたいと思います。その政令は只今おつしやつておられます。上に、配付税の額の問題のように日本國家全体の大問題でもございませぬ、地方團體内部の問題でもございませぬ、これはまあ政令でございませぬ、地方財政委員会、或いは新たにできまます地方自治廳において決めることができるわけですね。その際においては地方團體の代表者を以て組織されま

する財政委員会なり地方自治委員会を講といたすものにおいて審議されますので、その國の勝手にとやかくするといふことは起らないと思つておられます。併しおつしやいましたことは誠に御尤もであると思つておられます。運用しておられる間におのずからはつきりした革新的なものができますれば、そういう場合には或いは法律に掲げて不安のない場合が出るだらうと思つておられます。それはそのときのことにはいたしました方がいいのではないかと考えておられます。それから現在研究の結果大体考えておられます政令の改正案といたしましては、大体市を、人口五十万以上の市、つまり六大都市と、それから人口十以上の市、中都市と、それからその他の市、小都市と、それから町村を警察のある町村と、ない町村、こう五つの段階に區別いたしました。それから上より五倍、四倍、三倍、二倍、一倍、これくらい

の率を以て決めたいと考えておられます。○西郷吉之助君 今地方税法の質疑中でありましたが、丁度國務大臣がお見えになりましたので、この地方税法の質疑を中途に打切つて頂きまして発言したいと思つておられます。よろしくございませぬか。○委員長(岡本義雄君) 西郷君から、國務大臣が出席されておられる機会に、重要なことについて質問をいたしたいといふので、一時この地方税法の一部を改正する法律案の審議を中止して頂きたいといふ動議が出ましたが、御異議ございませぬか。○委員長(岡本義雄君) それでは一時中止することにいたしました。西郷君

の発言を許します。

○西郷吉之助君 この前二十四年度予算並びに地方配付税の法案が提出されました際から非常に懸念となつておりましたところのシャウブ博士が先般來朝されましたので、その際聞くとところによれば木村國務大臣は大蔵大臣並びに安本長官と同道されました。親しくシャウブ博士と御懇談相成つたように存じますので、殊にその御会見の内容の中地方財政に關します分につきましては、特にその点につきましましては、本委員会の我々といつたしましても非常に關心を持つておられる問題であります。が、できるだけざつとばらんに内容を御話したいと思つておられます。○國務大臣(木村小左衛門君) 西郷委員の御質問は誠に時宜に即應いたしました。私共誠意を以てお答えを申し上げようと思つておられます。シャウブ博士が來朝いたしましたその翌朝通達がありました。一昨日でございます。大蔵大臣、安本長官、官房長官並びに私に面会がいたしました。但し今日の面会はこれから度々折衝を重ねなければならぬところの、諸君がポストであるから、ほんの顔を見知り合つたところの、日本では、言わば顔繋ぎだけのことで、三十分間を以て終了するようにお出でを願つたい、こういうことでありました。従つて私共も相当この会見につきましましては準備いたしておられます。陳情の内容もありません。けれども、そういう証書書類といふか、その材料を携帶いたしません。ただ挨拶のために行くことにはいたしました。シャウブ博士並びにその従員五名であつたと思つておられます。またあとから三名

未着の人があつたのであります。これに一堂に会しまして面会をいたしました。最初そういう心組で面会いたしましたけれども、會つて見ますと非常によいチャンスでありまして、世間話をして暇を告げるだけでは誠に無駄であると思つて、私はこういう機会を取上げて、先ず第一印象に地方財政のことを深く最初いうて置かなかればなりませんと思つておられます。概略只今申し上げようなことを許を得ましてシャウブ博士に話して置きました。

その大體の要点は、「私の担当する地方財政の問題は民主的の改革、經濟再建にも最も深い關係を持つものである。その解決にいろいろ努力して來たのであります。甚だ遺憾であるが十分なる只今まで成果を得られぬことは誠に恥かしい次第であります。今回貴使節團の御來朝を機会に、こういうふうな私の力に及ばぬところの問題を解決できるものであると私は期待いたしました。誠に衷心から喜んでおられるような次第であります。地方財政の現状につきましまして、地方財政の問題は、一面において國庫財政と共に經濟に關する重要な問題であります。他面においては地方問題の基礎を解決するところの、いわゆる國是の基本をなすべきところの問題でもあります。従來明治以來の日本のやり方というものは、御承知のように國民すべてへの指導精神といふものは、富國強兵というふうな指導精神において引摺られて参りました。従つて富國強兵を急進させて行く上においては、中央のいわゆる專制的な中央集權で行われて來た、その中央集權の來たるところは政治經濟すべて

いふふうなことは非常に自治体の発達
は地方團體の代表者を以て組織されま

中止することにいたしましたして、西郷君

つたと思ひますが、まだあとから三名

集積の来たところは政治経済すべて

がこれに包含されております関係から、只今のとき誠に冷感なる政界の日本が憂き目を見て地下に呻吟しておりますのも、この中央集権の結果に外ならぬのであります。この中央集権の結果そのために地方財政に及ぼすところの深甚なるところの影響は、その情性が今でも浸透しておりました。昨年来完全なる地方公共團體の独立を圖つて地方自治の完璧を期待したつもりでありましたけれども、ただ法文の上においてこれが作成せられた作文のみでありまして、又一方では地方財政、地方税法というようなものも慎重な審議の上でどういふ法律を確立しておきまするけれども、先刻申しました通りこの運営に至りましてはまだ中央集権というような形が抜けぬ、國と地方というものが、まるで地方が國に隷屬しておるといふような形になつておるといふことを、最初にシヤウアップ博士の頭の中に深く入れておいて頂きたい、國と地方というものは、これは個々のものではない、二者不可分の關係にあるところの國家經濟である、従つて地方財政も國の財政も均分的なものである、両々相俟つて始めて完璧を來たすものであるといふことは、これは論を俟たない次第であります。この点は長い間の情性によつてまだ國民の頭にも十分理解されておらないが、列席の關係諸公に向つて日はばつたいことであるが、まだ中央政府においても十分にこれが浸透しておらないに私は考えます。よつて、今日はこ

るところをこのチャンスを探えてフアスト・インプレッションに、使節一行にこのことを頭に入れておいて頂くために敢て申上げる次第であります。詳細は、いづれ私共の方で準備いたしたつもりでありますから、その提出によつて御審議をお願いしたいと思ひます。尙お手許にもいろいろと材料を持っております。尙お許しに願ひますから、総合して我々の期待に副うように、勝手でありませぬが、どうぞ十分なる御検討をお願いしたいといふことを切望して止まるところであります。大要をいふようなことを申述べておきました。シヤウアップ博士も、「よく分りました、我が方が参りますまでも、考慮しないではありません」といふようなことでありまして、尙「地方財政については、これからは机の上だけの調査はいたしません。これから各公共團體もずつと廻つて、各地方を廻つて見て、十分な調査をするつもりであります」と、こゝういふ回答を得ました。それで私共地財委におきまして、提出します材料を今作つておきますが、これは実は閣議にも掛けませんやうな案であります。こゝういふのは、閣議に掛けますといふと、又いろいろ／＼時間が掛かります。甲論乙駁し、これはどうも地方財政のことを言ふと、従つて國の財政の方に大分關係が多いものでありますから、なか／＼閣議に掛けて決まつたものを持ち出すといふやうなことは、地財委の方でも言いかねますし、又大蔵省の方でも安本の方でもいふ態度をとりませんから、私も地財委の委員長としての國務大臣木村小左衛門の意見としましてこれを提出するつもりであります。只今陳訳をいたして

おりますが、大體の大綱につきましては一應御説明いたします。一昨晩も地財委の委員は九時過ぎまで掛かりまして、いろいろ／＼推蔽に推蔽を重ねましたのであります。これは実は衆議院では内意を得ておることでありましたけれども、まだ成案になつておりませんので、昨日千葉委員から詳細に質問の要求がありました。こゝで一應御報告いたしますことがよからうと思ひます。ここにプリントがありますから、これを政府委員から一つ内容だけずつと御説明申し上げます。○政府委員(秋田保善) 先ず地方財政の現状につきましての報告であります。第一に、地方財政は一つは財政問題として經濟問題の重要問題である。第二には、この地方自治の基礎をなすものであつて、政治行政の組織に關する大きな問題である。そこで先ず後の方の地方自治の現状について申し上げますと、先程大臣のおつしやいましたと同じやうに、明治以來の中央集権的な考えが、未だに拂拭されてないものであります。地方自治の現状が、民主主義國家にふさわしいとはいへない、こゝういふ状態にあるといふことを先ず述べて、次に地方財政の現状について申し上げます。今地方自治そのものに對する十分な尊重の念がないといふことと、もう一つには經濟九原則により財政を健全化しようといふ精神が、いろいろの方面において現われようとしておられるけれども、何といつても國の財政自身を健全化するといふ点に重点がおかれて、地方財政の点まで未だ及ん

でいふことが遺憾である。その状態を簡単にいへば、與えられたる税源が不足しておるので、地方の予算整理が非常にむずかしい、従つてこれを賄うに於いて、地方税の課率を急激に引上げをしたり、或いは零細な税種を濫用しておる、又地方債を相當に発行しなければならぬやうになつておる、又地方自治の財源が不足しているから、何か仕事をしようとするれば、國庫補助金に頼る他に仕方がない、更にそれでも財源が不足しておるので、好ましい方法ではないけれども、地方團體が負担すべき経費を他の團體に転嫁したり、或いは住民から直接労務の提供を受けたりして処理したり、或いは強制的な寄附金を募集したり、甚だしきは翌年度の歳入を繰上げて使つたりしておる、従つて地方財政には自立性がなく、國に依存する度合が少くない、如何に行政制度に對する改革を行なつても、地方自治の強化は著つていない、そこで地方財政改革のためにいろいろ／＼な処置を講じなければならぬけれども、差當りこゝには税制以外のことは省察する。そこで本論に入りまして、地方税の現状について述べておられますが、先ず地方税の総額が不足しておる、次に地方税に強力な財源が欠けておる、それから地方税の中には負担過重と思われる税が多い、そゝういふ点が現在の地方税制の欠陥である、それでこれを改革するのにはどうしたらよいか、具体案はございませぬけれども、方向につきましては述べておきます。それは第一に地方税の総額を増額しなければいけない、配付税を平年度の法定率によつて計算しても、現行制度では二千五百億円の地方税収入が入るが、併しこの額

では今まで述べたやうな事由により、地方財政を内滑に運用するには不足しておる、従つてこれを増額しなければならぬ、況んや本年度は一千百億入るべき配付税を、國の都合により半減しておる、その結果地方財政税源が不足しておる、従つて差當り本年度中において、少くともこの額では、何らかの措置を講じて増額しなければいけない、元々戻さなければいけない、次に地方税を擴張するとすればどうなる、國民負担がむしる極限以上に達しておる現状に鑑み、國民負担をこれ以上増すといふ方法において地方税を殖やすことはできない、従つて國と地方の配合を改める方向へ持つて行かなければならぬ、そこでどういふ税において、そのやうな方法を講じたらよいか、租税所得税、収益税、消費税、流通税の四つに分類することが通説になつておりますが、その中収益税はもうすでに現代においては價値の少ないものになつておる、流通税につきましてはむしる新しい種目でありませぬけれども、我が國においては取引高税を創設して見たけれどもよい結果を得ていない、従つてどういふ所得税と消費税において擴張を考えなければいけない、併しその中所得税については國税として、所得税及び法人税の二つができておる、これは形は國税であるけれども、その三分の一程度は配付税として地方の財源となつておる、又地方財源中にも、住民税といふ所得税とも目すべきものがあるものでありますから、この兩者を合せれば先づ所得税についての國と地方の分配はこの程度で満足すべきであらう、欠けておるのは消費税の分け方が不均衡である点であ

る、殊に消費税中最も多額を占めまする酒及び煙草に対するものが、殆んど國に独占されておるところに、地方税の欠陥があるから、どうしても地方に酒、煙草の消費税を作る、或いは現在あります酒の消費税を増額しなければならぬ、それから現在の税負担の中に不均衡に高いものがあるから、これは下げなければならぬ。ただそれには代りの財源を要するから、他に増税し得るものがあるればそれでもよいけれども、そうでなければ経済の回復を待つて、自然増収の多額に期待される時まで待たなければならぬ。その税は例示的に事業税以下の税が考えられる、尚その他に法定税目から除外しても然るべきものがある、最後に地方の徴税機構を整備して徴税事務の効率化を図らなければならぬ、こういうことが先程大臣の申されました地方財政委員会の委員長としての御意見として、向うに報告される予定になつておまゝです。

○委員長(岡本愛蔵君) 只今の御説明に對して、御質問がありすたらお願ひいたします。

○島村軍次君 地方税法改正に關して、木村大臣のこの前の配付税における際の御答弁から推測いたしました、一部の改正案に關する今回の措置に對する根本的な考え方を承りたいと思つておつたのでありますが、只今その大要を御説明になつて大体の地方財政当局としてのお考えは了解することができたのでありますが、手取り早く簡明に二、三点について伺ひたいと思ひます。中央集權的な財政措置であるということに對して、この是正をするために消費税の不均衡を是正す

るといふことに對するお考えは、一應説明を承つたのでありますが、現在徴收されておる各税の中独立税として創設をするか、又は國が取つておる収益税等の中、地方へ委譲すべき問題に對する税目についてのお考えがあるかないか、その点を一つ伺つて置きたいと思ひます。

○政府委員(秋田保君) 只今お述べになりましたのは、収益税で地方に移すものがあるかということですね。

○島村軍次君 そうです。

○政府委員(秋田保君) 現在國税におきましては、先程読み上げました中にもございませうに、恰好は所得税及び法人税として國税で取つておりますけれども、その中の三三・一四兆といふものは地方配付税であるのであります。これは元來地方の税である、ただこれが今年に都合により削減されましたことは、極めて遺憾であります。本質的には地方の税であります。従つて少くとも所得税、法人税に關する限りは三分の一は地方税であります。尙地方に住民税がございませう。これは先ず所得税と見ますれば、大体總体として所得税は半々くらいに分けられておる、従つてこの程度で十分ではないか、従つて所得税、収益税系統のものにおきましては、地方に分けるといふようなものはないのじやないかと、この考を述べます。

○島村軍次君 そこで地方の獨立税として、創設するものについての何らか

具體的な案をお持ちかどうか、この点を伺つておきたいと思ひます。

○政府委員(秋田保君) 現在國税に残つております課目は、本當に十前後でありまして、殆んどこれを地方に移すといふようなものはないと思ひます。ただ先程申上げましたように消費税といたしましては、國と地方の分け方が不均衡であるから、この一部を地方に委譲されたい、つまり形は酒消費税の増率及び新たに煙草消費税の創設、こういうような問題におきまして、この点を解決したいというように考へるのであります。

○島村軍次君 國務大臣の説明に對する質問は、これで一應打切られまして、地方税法一部改正に關する全体についての問題に移つて頂いて、質疑を續行したいと思ひます。

○委員長(岡本愛蔵君) シェワップ博士との意見につきましての國務大臣の御説明に對して、他に御質疑ございませうか。御質疑ございませうでしたら、以前に掲りまして地方税法の一部を改正する法律案についての審議に戻ります。

象となつておりますものについて質疑したいと思ひます。改正前のこの條文におきましてはこの第二種に挙げられました対象物は展覧会場、遊園地その他これに類する場所と相成つておつたのを、第二種の中にこういうふうに博物館とか、動物園を細かく課税対象を挙げられましたそれに百分の六十という課税標準を決められたのであります。かように細かく分けられまして、そうしてできるだけ取れるものは入場料を取つて枯渇しておるとこの地方財政に資したいという、その當局の御努力に對しましては、私も十分敬意を表するのであります。この第二種の一、二の対象物であります。この例を以てそのうちの第一にある博物館であるとか、二番目の動物園等、これらのものにつきましては、從來は先程申上げました通り明記してなかつたので、これらのものにつきましては特に我が國が目下文化國家といつたしまして、再建の途上であり、学生生徒、そういうふうなものが博物館とか動物園等に参りまして實際に見学の上教育の資料を得、青少年が文化國家に貢獻するやうに、そういうふうな希望を持つてそういうふうなところに多数参つておるやうな現状であります。今回の改正によりまして、この第二種に明記せられておる結果、その課税対象はつきりし、そして課税率もここに明記せられるやうな結果、行く者が只今のやうな学生生徒でありまして、百分の六十という入場料を拂うといふことが小さい者にとりましてはなかくの負担となるのであります。又その結果、或いは行けた者も行けなくなるというふうなことがあつては文化國家の

再建といふやうな意味から考へますと、地方税の財源といふことも重要であります。一方に教育の資料を得るためにそういうふうに見学に行く者にとりましては非常な過重となり、又文化國家の再建といふものに障害を來たすやうな結果に相成りはせんかといふことを慮れる者でありまして、これが今日そういうふうな動物園とか博物館等に課税されるということが段々分つて参りまして或いは陳情となり非常な関心を持つてこの審議の経過を見ておるやうであります。この点につきまして、できることならばこういうふうな財源を得てそうして地方の財源を豊富にする点は誠に必要ではあります。只今申上げましたやうな誠に忍び得ざる文化の上、又教育の上につきましては非常に必要なものでもあります。それで、これらの入場者に對しまして、かような百分の六十という入場料を取るといふことは誠に忍び得ざるものがあると思ひ、これらの点につきまして、何んとか政府におかれましてはこの運用について緩急よろしきを得るやうな方法をとられたら非常によいのではないかと申すのであります。この点につきまして平直に一つ御意見を承りたいと思ひます。

○委員長(岡本愛蔵君) 尙各委員に申上げますが、木村國務大臣は只今参議院の地方行政委員会が開会いたしておりまして、その方に三時においでになりますから、國務大臣の答弁を要求せられる御質疑につきましては三時までにお願ひいたします。

○國務大臣(木村小左衛門君) 西郷委員の御質問は大要この頃やかまじい問題になつておるのであります。文部委

べになりましように、地代家賃なん
か非常に強く統制されておりますの
で、所有者の収益という面から申しま
すと、それ程上つておられないわけ
であります。従いまして収益税と言いま
するが、むしろ使用税的な色彩が強く
なつておる、そのようなわけで一時我
我といたしましても、地租家賃税の引
上げでなく、新らしく土地使用税、家
賃使用税を作つたらどうかという考え
を持つたのでありますが、やはり新税
を創設することにつきましては、いろいろ
の議論がございまして、差当
り地租家賃税の引上げに求めまして、
その代り地代家賃につきましては、そ
の額だけ引上げる、宅地及び家賃につ
きましてはこの法案成立次第引上げる
準備をしております。それから田畑の
地代、小作料につきましては農林大臣
もおつしやつたようでありますが、
大体この秋の小作料を納める時期まで
には或る程度の是正を考へておるとい
うような状態になつております。

○農村課長 多少意見を異にしまし
ますが、この問題はそれにて打切ります
が、たまたま一つ重大な問題は、田畑
とそれから宅地との関係です。今回の
宅地租の改訂に賃賃価格の改訂を行
う、その政府の説明によりますと、た
だ金額について改訂するのではなくし
て、多少の凹凸の修正に止める、こ
ういうようなことであつて我々は、根
本的に田畑と宅地との価格の不均衡、
賃賃価格の不均衡の是正が当然行われ
るものと、かように考へておつたが、
これが本年は行われておらない、そこ
で従つて一律に先きの論法で標準率を
二百から五百に上げられるということ
に対しては、これはその間の不均衡を

是正されることなくして、一層その開
係が激くなるという嫌いがあると思
うのであります。そこで、この宅地租と
田畑との課率を差えるということが適
当ではないかと思ひます。その点に対
して政府の御所見を伺いたいと思ひま
す。

○政府委員(薪田保善) その賃賃価格
の不均衡は、お述べになりましたよう
に、例えば一部の宅地の間における凹
凸という問題に止まりませず、宅地
と田畑との間におきましても、或いは
大きな差があるのかも知れないので
すが、ところが賃賃価格は御承知のよう
に課税の標準になります、その賃賃
価格は地代、家賃を基礎としたしてお
りますので、これにつきまして、外の
物價統制に比べて更にひどい統制が加
えられておりました、決して外の物價
と約合つていないのであります、こ
こにこの不動産課税の問題の困難さ
があると考へるのであります。従いま
しなかにこの純経済的な見地からいたしま
す、負担の均衡というようなことはむ
つかしいのじやないかと思ひます。そ
れで現状を以てしても、田畑と宅地の
間に差等があるのではないかという御
説もありましたが、推測いたしまし
ます、むしろ、田畑の方を軽くするとい
うような、こういうような御議論のよ
うに結論においてあつたようでありま
すが、我々のちよつと考へたところ
は、むしろ逆に、田畑の方はむしろ生
産が主であり、少くとも米價が上つて
おるから、むしろこつちの方を上げる
べきで、殊にこれは殆んど農地解放を
されて、小作といふものが殆んど
なくなりまして、地主の所得、つ

まり地代というやうな問題が余り影響
しなくなつた、然るに宅地の方はこれ
は生活の問題でありまして、殊に家賃
等、それに加へまして、自家用の家賃
を持つていない人の負担、つまり都市
の俸給生活者、都市の一般庶民に影響
するところは大きいというやうなこ
から開通いたしまして、殊に家賃税と
の重複も考へますと、むしろこちらの
方は少し下げてもよいのじやないか、
こういうやうな考へを持つておつたの
であります、この際は一應一律に百
分の五百まで引上げたやうな次第であ
ります。

○農村課長 御説明は分りました
が、こういう問題について疑義がある
と思ふのであります。自作農になつた
といふことに対する収益関係からい
ますとお説の通りだと思ひますが、
併し小作料は、御承知の通り、ま
だ一部分に小作として残つておるよ
うなところがある。そこで小作地の小
作料は全く他の地代、家賃と比較して
問題にならない安い額であると思ひま
す。多少の修正を行われましても、そ
の間の不均衡が当然起り得るのじやな
いかと思ひます。それが一つ、それか
らもう一つは大蔵省の課税方法は、收
益課税に対しては簡物價まで見てお
るわけですが、現在東京都等におきま
しては、強力な統制が行われておると雖
も、尙相當な、他の名義によつて相當
の地代が収益を挙げているのはこれは
事実であります。従つてその議論は家
賃税についても同様だと思ひます。今
日賃賃価格といふものから算出した額
は極めて少くありましても、事實は相
當の収益を挙げているのが実情である
と思ひます。これから見まして、府縣

の地方において、この賦課率を五百の
率に決められたといふことが実情に合
わぬといふ結果が相当出るのでない
かと予想されるのであります、そ
ういふ場合、併しなかに、むつか
しいと見えて、まだそのやうなこ
とを實行しておるところはないよう
であります。

○政府委員(薪田保善) 御指摘になり
ましたように、その宅地につきまして
は、いわゆる公定地代の外に、権利金
であるとか、間の地代等を取りまし
て、相當の収益を挙げているといふよ
うなことはこれは事実だと思ひます。
従いまして我々もできるだけそのよ
うなところを追つて課税いたしたい
のであります、何分に個々にこれが
圍であるか、これが正当なものである
かといふやうなことを算定して課税す
ることは、所得税におきましてはとも
かくといたしまして、このやうな物件
税におきましては非常に困難でありま
すので、又そのかと申しまして、逆に
宅地については相當の圍があるとい
ふことを前提にいたしまして、宅地全体
の課率を決めるといふやうなこともこ
れは又無理なことでありまますので、止
むを得ず公定された地代といふものを
基準にして掛けざるを得なかつたので
あります。併しこれは後にお述べにな
りましたように、地方の実状によりま
して、宅地と田畑、或いは宅地の内部
においても地方によるとか或いは田畑
の内部においても地域によるとか、田
畑と畑によるというやうなことで、課率
につきまして差等を設けるといふこと
が合理的にできますれば結構であると
考へまして、実は昨年度からこちらの
方針をいたしましては、負担の実情に

合うやうな場合があれば、これはむし
ろ不均等な課率を以て課率をして欲
しいといふことは、昨年からすでに指導
してありますが、併しなかに、むつか
しいと見えて、まだそのやうなこ
とを實行しておるところはないよう
であります。

○農村課長 一應その問題はその程
度で打切ります。
次に地方税法の百四十八條の、個人
の営む事業に対する事業税については
自分の間は米穀云々のことが規定され
ております。最近になりまして、レ
ートの決定に開通をいたして、この養
業者の事業税に対しては、この養
業者は、外國へ畜産なり生糸を輸出し
て、その外貨によつて食物を輸入した
方がよいのじやないか、質問中ですか
らよく聞いて頂きたい、要点を申上げ
ますと、養蚕等に関する事業税につ
いては、賦課が、若しくは第百四十八條の
規定のうち養蚕等を加へて賣りたい
という希望も出ておると思ひます。そ
れに対する政府の御見解を一つと、そ
れからも一つ、最近標準の事業税に
ついて相當強い意見が出ております。

これは理論的に考へますと、いろいろ
論議の余地があると思ふのでございま
すが、ただ事業税といふものは、やは
り所得の補償によつて掛けられるもの
であると思ふのであります、その標準
草の場合におきましては、政府の專賣
であつて、他のものと違つて、米や或
いは主要食糧と同じように取扱ふべき
ものである、従つてこの事業税は主要
食糧と同じように取扱ふべきものだ
といふ議論が出ておると思ひますが、そ
れに対する政府の御所見を承りたいと
思ひます。

七

○政府委員(秋田保善) お述べになりました点につきましては、昨年度この農業に對します事業税を設けました当時からありました問題でございます。幸直に私の見解を申述べさせていただきますならば、恐らくこのような農業のような事業に對しまして、事業税というような形の収益を作ることは、むしろ適当じやない、やはり昔からの地租という恰好による収益税の方が適当であるのではないかと、こう考へるのであります。当時いろ／＼な事情からしましてこれは先程不動産課税の問題につきまして申し上げましたような事情からいたしまして、地租をそれ程引上げることはできない、そのような結果から事業税という形において農業に對する課税がでなかつたわけでございます。そういう意味からいたしまして、むしろこのような主食に關する部分を除くという例外規定を設けず一律に取つた方が適当でないかと考へられるのであります。このむしろ租税理論的なことを離れまして、とにかく主食の確保ということが、日本経済再建の何を構へても先決問題である、この点につきましては、いろ／＼議論もありませんし、それ以上に重要なものであるという御意見もあると思ひますが、一應主食の問題を第一の要件と考へまして、從つてこれに對しましては、今申し上げましたように租税理論を離れて政策的にこれを免稅すると、こういうふうになつたわけでございます。従いまして、その除外例の範圍は極めて限定するといふ、こういうような意味からいたしまして、當時委員、或いは博識、或いは水産業者につきましても、いろ

いろ議論があつたのであります。そのまゝにしてあるのであります。今回替り決定等に伴ひまして、養蚕が非常にむずかしくなるということからいたしまして、そのような陳情がしばしばあつておるのであります。が、現在としてはまだその点につきまして、これを入れた方がよいというふうな結論には達しておらないという次第であります。

○島村軍次君 そこで簡明に承ります。府縣でその課率の引下げ等を行うことに對しては自由だと思ひますが、その解釈してよろしいでしょうか、養蚕、煙草事業税を……

○政府委員(秋田保善) これは府縣によりまして、いわゆる公益免除の規定には可能だと思ひますが、ただ恐らく府縣によりまして、事情はそれぞれ違つた点はないのであつて、掛けないか、掛けるかということ、ここに判断する、勿論それは人によつて見方が違つて、勿論程度でありまして、客觀的事情としては同じであらうと思ひます。従いまして一縣だけでこれを自由免除するといふことは好ましくないと考へております。

○島村軍次君 課率の引下げはどうか。

○政府委員(秋田保善) 事業税につきましては、やはり標準課率というものが決めてありまして、今度の改正案の一番先にも出ておりますが、標準課率で課税しなければならぬといふような規定に改めております関係上、特殊の事情がない限りはこの標準課率で課税して行つて貰いたいと思ひております。

○島村軍次君 これは余談になりますが、税の獲得の上から、確保の上から言へば、標準率によつて掛けないければならぬといふことは尤もだと思ひますが、併しドッジ氏のこの間の來航の時に、日本では様が多過ぎる、これはこれに適用されるわけでもございせんが、余りに標準率というものを政府で統制されるということに對して果してどういふふうなものか、むしろ標準課率以内でという前の規定の方が適当じやないかと思ひます。勿論これは財源が不足の今日でありますから、それには相當のやはり議論もあらうと思ひますが、そこで同じ養蚕にいたしましては標準にして、これは相當のすから収益の計算によつて分れることでありまして、併しその事業そのものによつては公益的の意味のものと、又獎勵的な意味のもの等もおのずから分れて來ることが考へられると思ひますが、そこで、そういう場合には課率の差等を設けるというところは當然だと思ひます。うちの希望意見を私共の方の見として申上げる程度に、大分長くなりましてからいたして置きます。それからもう一つ承りたいと思ひますのは、今度の遊興税の徴収であります。これに對しては現在の府縣の徴税關係の吏員だけでは到底この確保が期せられないと思ひます。丁度私共の財政委員会であつたと思ひますが、大蔵大臣にも質問したのであります。そのお答えは頗る要領を得なかつたのであります。そういう問題に對しては、地方財政委員会としてはどう考へておられますか、又實際に確保をする

方法として何か適当な案をお考へになつておられますか、その点を一つ承つて置きたいと思ひます。

○政府委員(秋田保善) 地方職員行政整理につきましては、都道府縣では一般職員三割、公營事業關係二割とかいふような大体的方針が決まつておりました。その細目は國の方の行政整理の案が確定するのと並行して決めたと思ひまして、結論を得ておられません。が、いづれ結論を得ますればそのような方針を地方に流して地方に行政整理の方針を示したいと思つております。

その際にもお述べになりました税務職員につきましても國でもやはり税務職員につきましては、特例を設けております。殊に今お述べになりました遊興飲食税につきましては、特に手数を要しております。殊に目標額が非常に高くなつておりますので、これを徴収するのには新税を作ると同じような苦勞があると思ひますので、この点につきましては何らか行政整理の除外例的なことを通牒中に書きまして、この面におきまする徴税機構の強化を図りたいと思ひております。

○島村軍次君 一應質問を打切りませう。

○西郷吉之助君 私は第五十條の道府縣民税並びに百七條の市町村民税の件について一應伺つてみたいのであります。この兩條におきまして、今回前者は四百五十円を七百円、後者は四百五十円を七百五十円に改正してあるのではありませんが、そういういたしますと、基準が若干なりますと、ところによりましては可なり高額のものを取られるといふふうなことに相成る、これが地方財源の補給という点からいふならば、止

むを得ないと言へば止むを得ないのであります。が、果してこういうふうなものをごん／＼住民税につきましては、第一回から何回も出て参りました、今回はどういふふうになつたのであります。が、只今ちよつと政務次官がおられますから、政務次官に伺いたいのであります。地方財政委員会においては都道府縣並びに市町村の代表委員が出ておるのであります。が、果して今回のような、かような地方財政の非常に困難に取られる税であります。かような引上げによりまして、果してそういうような地方公共団体の責任者は、こういうようなものを確保する自信が、おありかどうかということが、可なり議論されておるところであつたのであります。が、そういうようなところを一つごつぱらに申述べ願ひます。

○政府委員(堀家治君) その点は、西郷さんが私より前に政務次官をされておつて、よく御承知のことだと思ひますが、こういう問題についてはあなたのお話の通りいろ／＼議論もございませう。併しどうも今のところ何ともし難い易い税なものですから、この程度のこととは仕方があるまいといふふうな、皆さんの結論は落着いたのであります。特にごつぱらに申上げる程の余り大したいきさつもございませんで、この程度でいたし方ないといふふうに落着いておる次第であります。

○西郷吉之助君 そうしますと、標準率の今回の引上げによりまして、この前新聞等でもちよつと見たかと存じますが、非常に高額はな分は大体どの位

を

或いは水産業等につきましても、いろ

えております。

なつておりますか、又実際に確保をす

源の補給という点からいうならば、止

するが、非常に高額な分は大体どの位

の額になりますか、伺いたいと思いま

す。
○政府委員(堀末治君) 総額ですか。
○西郷吉之助君 一人当りのです。特

殊のところは非常に高額だと思つたの
ですが、大体その推定は一人当り多い場
合は、どの位の額になりますか。
○政府委員(森田保君) 昨年、二十三

年度の例を申しますと、これは額が四
百五十円ありますが、そのとき都道
府縣において、一番高いところは標準
率の五割増、市町村におきましては極

端なところでは七倍位、十倍を取つた
ものはなかつたと思つたが、七倍位
のところは数ヶ町村あつた、二倍、三倍
位は相当ありました。七倍取りました

ところでは一般的な経常的財源に当て
たというのではなくして、六・三制な
どの学校の建築費に当てるために、他

の町村ですと寄附金を集めることによ
つてやつております。國庫補助金や起
債で賄えない部分を寄附金を割当て

て、住民税を基準としまして、半強
制的に割当てるといふ場合が、相当こ
れは好ましくないのではありませんが、あ

つたのであります。我々としまして
は、かようなことをするならば、住民
税を標準として何倍やつてもよろしい

ということを申したので、そういうよ
うに多額になつたわけでありませう。
税が高いことは好ましくないので、幸い

にして税が全住民に掛かる税でありま
す。従いまして、この税率を決める場
合においては、各町村におきましては

総て町村会の議決を経るわけでありま
す。全住民に關係すること、町村会
の議決を経るものでありますから、そ

こに本當の民主的判断があらまして、
その歳出等につきましても、相当嚴重
な管理があると思つたから、恐らく

これを無駄な経費に當ててしまつたも
のではないと思つた。どうしてもぎり
ぎり一杯高い負担率で、どうしてもや

らなければならぬものに當てるといふ
ことは、必ず行われておると思つた
ので、高い場合も我々としては安心し

ておるわけで、他の特殊の税ですと一
部の者の負担ですから、あれから取つ
てやろうということ、町村会も皆同

意するということがあり得ると思いま
すが、この税は全住民全部に掛かるも
のですから、よく判断すると思つた

から、これは知事の能力というものを
信頼して、我々としましては標準超過
税について、余りやかましいことを言

わない方針を採つております。
○西郷吉之助君 只今の御説明でよく
分りましたが、配付税が今回半額に切

捨てられたことで止むを得ない事情も
あるかと考えますが、この住民税等に
つきましては、只今の政府委員の御説

明通り國民一般に廣く掛かるものであ
りまして、又地方自治体の責任の下に
手続がとられますが、大体この住民

税も何回も税率が変わつて、今回の金額
になりましたが、大体これが最高限度
まで来たのか、或いはまだこれ以上取

れる余地があるといふふうに考えておら
れるか、この点について伺つて置きた
いと思つた。
○政府委員(森田保君) 非常にむずか

しい問題だと思つたが、全國標準
といたしましては、先ずこの程度で現
状としては最高だと思つた。特殊な
貧弱な團體では、止むに止まれない課

税なども起ると思つたが、全國標準
率を定めるとすれば、先ずこの程度と
思つた。

○委員長(岡本愛祐君) まだ御質疑も
あると思つたが、次会にお願いしま
して、今日はこれで散会いたしたいと
思つた。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○委員長(岡本愛祐君) それでは散会
いたします。

午後三時二十八分散会
出席者は左の通り。

委員長 岡本 愛祐君
理事 鈴木 順一君
三木 治朗君
深川 榮左衛門君
西郷吉之助君
島村 軍次君
太田 敏見君
小川 久義君

國務大臣 木村 小左衛門君
國務大臣 堀 末治君
政府委員 堀 末治君
地方財政政務次官 堀 末治君
總理廳事務官 萩田 保君
地方財政委員 会事務局長 山村 章君
總理廳事務官 会事務局次長

山村 章君

昭和二十四年六月三日印刷

昭和二十四年六月四日発行

参議院事務局

印刷者 印刷局